

平成 26 年定例会
予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会
説明資料

◎ 議案補充説明

1 議案第 128 号

平成26年度三重県一般会計補正予算（第3号） 1

平成 26 年 6 月 20 日

環境生活部

議案第 128 号 平成 26 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年度 6 月補正予算 債務負担行為

（単位：千円）

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|--|-----------------------|-----------|
| 三重県総合文化センターの指定管理に係る協定 | 平成 26 年度 ～平成 31 年度 | 4,113,200 |
| 四日市市内山町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約 | 平成 27 年度 ～平成 29 年度 | 370,000 |

9

8

7

三重県総合文化センター指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者を更新する施設

平成 22 年 4 月 1 日から第 3 期目の指定管理者制度を導入している三重県総合文化センター（県立図書館を除く。以下「総合文化センター」と表記。）については、平成 27 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了することから指定管理者の更新に係る手続きを行います。

2 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

民間が持つ知恵や豊富な知識などを効果的に活用することにより総合文化センターの効用を最大限に発揮し、もって、県民サービスの向上および経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度を活用します。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

- ・事業の実施に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の利用許可等に関する業務
- ・施設利用に係る料金の収受に関する業務

(3) 利用料金制採用の考え方

総合文化センターの管理運営にあたって、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営を目指して、利用料金制（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の「利用料金」をいう。）を採用します。

(4) 指定の期間（予定）

本県における指定管理者の指定の手続き等に関して必要な事項を定めた「指定管理者制度に関する取扱要綱」第 4 条に規定する指定期間の標準に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(5) 施設の基本的事項（施設の概要、施設の設置目的、成果目標等）

別紙「施設の基本的事項」のとおりです。

3 指定管理者の募集および選定等に関する事項

(1) 募集の方法

広く民間等のノウハウを活用し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者を公募により選定する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公平性を高めていくため、県職員以外の有識者などで構成する「三重県総合文化センター指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮し、弁護士、税理士（または公認会計士）、文化・生涯学習・男女共同参画に関する有識者、施設利用者の代表者（公募により選定）などによる民間委員（7名程度）で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法および審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施したうえで、次の選定基準に基づき審査を行います。

県は選定委員会の審査結果をふまえ、最適と認められる応募者を指定管理候補者として選定します。

[選定基準]

- ① 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること
- ② 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること
- ③ 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること
- ④ 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費を節減し、管理の効率化を図るものであること
- ⑤ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員および財政的基礎を有していること

なお、選定にあたっての詳細な基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項（予定）

| | | |
|-------|-----|--|
| 平成26年 | 6月 | 6月定例会月会議へ債務負担行為設定の予算議案を提出 |
| | 7月 | 選定委員（公募委員）の公募 第1回選定委員会の開催（審査基準、配点表を決定） |
| | 8月 | 指定管理者の募集を開始（9月中旬頃まで） |
| | 9月 | 第2回選定委員会の開催（ヒアリング） |
| | 10月 | 9月定例会月会議（環境生活農林水産常任委員会）へ指定管理候補者の選定状況を報告 第3回選定委員会の開催（指定管理候補者の選定） |
| | 11月 | 11月定例会月会議へ指定管理者指定議案を提出 |
| 平成27年 | 1月 | 指定管理者の指定 |
| | 3月 | 指定管理者と協定を締結 |
| | 4月 | 指定管理者による施設管理を開始 |

別紙「施設の基本的事項」

| | | |
|-----------------------|-----------|--|
| ① 施設の名称 | | 総合文化センター |
| ② 施設の概要 | 所在地 | 津市一身田上津部田 1234 番地 |
| | 構造 規模等 | 敷地面積 62,224 m ² 延床面積 46,305 m ² (文化会館棟 29,415 m ² 、生涯学習棟 11,763 m ² 、男女共同参画棟 5,127 m ²) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 貸館施設 大ホール (1,903 席)、中ホール (968 席)、小ホール (322 席)、多目的ホール (400 席)、各種会議室等を含む 26 施設 |
| ③ 施設の設置目的 (役割) | | 総合文化センターは、県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の促進に寄与することを目的に設置した複合施設です。 |
| ④ 施設運営の基本的な方向性 (運営方針) | | 県民の文化芸術活動および生涯学習活動ならびに男女共同参画活動の拠点としての機能を十分発揮するよう効率的・効果的な管理運営を行うこととします。 また、平成 26 年 4 月の三重県総合博物館 (MieMu) の開館を契機に、総合文化センターと他の県立文化施設がそれぞれの役割を担いつつ、集積の利点等を生かして、互いの連携を強化することとします。 |
| ⑤ 成果目標 | | 総合文化センター来館者数 (県立図書館を除く) 毎年度 71 万人 総合文化センター施設利用率 毎年度 79% 文化会館主催事業参加者満足度 毎年度 95% 生涯学習センター主催事業参加者満足度 毎年度 77% 男女共同参画センター主催事業参加者数 毎年度 1 万 2 千人 |
| ⑥ 指定管理者に支払う管理運営費の上限額 | | 4,113,200 千円 (5 年間) (消費税および地方消費税を含む。) (内訳) 平成 27 年度 821,196 千円 平成 28 年度 824,783 千円 平成 29 年度 823,595 千円 平成 30 年度 822,407 千円 平成 31 年度 821,219 千円 |